

事 務 連 絡
平成30年2月22日

公益社団法人 全国老人保健施設協会 御中

厚生労働省医政局看護課

看護師等免許保持者の届出制度に係るチラシの配布について

看護行政の推進については、平素よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づく看護師等免許保持者の届出制度については、毎年、年度末から翌年度にかけて多くの届出が行われております。つきましては、届出が適切に行われるよう制度周知用のチラシを増刷しました。貴団体管下の関係者各位に配布する等、引き続き、制度の周知を図っていただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、本制度において、病院等の開設者等は、届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努めることとされています。貴団体におかれましては、管下の関係者各位に、看護師等が離職する場合には都道府県ナースセンターに届出を行うことが法律で定められている旨を情報提供し、届出を促すことや、当該看護師等の同意の下、当該看護師等に代わって都道府県ナースセンターに届け出ることなどへのご協力を呼びかけていただきますよう、よろしく願いいたします。

また、今回送付したチラシが不足した場合は、以下の厚生労働省ホームページ「看護師等免許保持者の届出制度」からダウンロードできますので、ご活用ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095486.html>

【連絡先】

厚生労働省医政局看護課人材確保係
電話：03-5253-1111（内線2599）